

とよのんお買い物クーポン券の 取扱店を募集します

豊能町では、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と回復を目指すことを目的に、全町民を対象として、「とよのんお買い物クーポン券」を配布します。クーポン券が使える取扱店を募集しますので、ぜひご登録ください！

【募集期間】 1次締切 令和5年10月20日(金)まで
〈1次締切以降も、クーポン券取扱期間中は随時受付します〉

(注意) 1次締切の10月20日(金)までに申請いただいた場合は、お買い物クーポン券と併せて全世帯に送付する「取扱店舗一覧」に掲載されます。なお、10月21日(土)以降も随時申し込みの受付を行い、町のホームページ上に掲載します。

【対象店舗】 豊能町内で小売業、飲食業及び各種サービス業等を営む事業者(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業、公序良俗に反する事業等を除きます)

【申込方法】 まず、「とよのんお買い物クーポン券 取扱登録店申請書」にご記入の上、豊能町商工会に持参・郵送・FAXでお申込みください。その後、改めて豊能町役場農林商工課から、事前登録していただく預金口座や契約等の関係種類が送付され、提出していただくこととなります。

【とよのんお買い物クーポン券とは…】

- ◎ 概要 町内の登録店舗で、お買い物等に使用できるクーポン券です。クーポン券は1,000円以上のお買い物で使用でき、お買い物1,000円ごとに、クーポン券を1枚、使用することができます。

(例) ①：1,000円以上のお買い物で、クーポン券(500円)を1枚、
②：2,000円以上のお買い物で、クーポン券(500円)を2枚、使用できます。
※クーポン券使用後の差額が、使用者の自己負担額となります。

豊能町が全町民を対象に、3,000円分のクーポン券(500円×6枚)を送付します。

◎ 使用期間 令和5年12月1日(金) から 令和6年2月29日(木) まで

◎ 使用方法 町内の登録店で、クーポン券として使用できます。ただし、出資や債券の支払い、他の商品券、ビール券、酒券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、たばこ、不動産など換金性の高いものは対象外となります。

【問合せ】

豊能町商工会 担当：阪井

住所：〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野1008

電話：072-739-1647 FAX：072-739-2285

E-mail：toyono@gold.ocn.ne.jp



とよのんお買い物クーポン券 取扱店登録申請書

とよのんお買い物クーポン券取扱店募集内容に同意しましたので、取扱店として登録を申請します。

【店舗情報】

申請日

令和

年

月

日

郵便番号	〒		
所在地	豊能町		
店舗名			
フリガナ			
店舗代表者名			
フリガナ			
担当者名			
業種	業 (主な取扱商品 サービス内容)		
電話番号		FAX	
営業日/定休日		営業時間	

※ご記入いただきました個人情報、お買い物クーポン券事業以外では使用いたしません。

※ご登録いただきました店舗様には、後日、換金振込先の口座を指定していただきます。

(指定用紙は、豊能町役場 農林商工課より送付します。)

【申請書提出先】

1. FAXの場合 豊能町商工会 FAX番号 072-739-2285

2. 郵送の場合 豊能町商工会 〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野1008